

平成26年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年6月19日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 御宿町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
- 日程第 2 報告第 2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 議案第 3号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第10 請願第 3号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第11 請願第 4号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番 大野吉弘君

2番 新井明君

3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	大地達夫君

欠席議員（1名）

6番 伊藤博明君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主査 古畑貴子君

◎自治功労者表彰

○議会事務局長（渡辺晴久君） おはようございます。

会議に先立ちまして、千葉県町村議会議長会特別自治功労者表彰の伝達を行わせていただきます。

特別自治功労者表彰につきましては、18年以上の長きにわたり、議会議員として地域住民の負託を受け、町発展のためにご尽力されたことによるものです。

それでは、表彰者をご紹介します。

中村俊六郎様、新井 明様。

議場中央までお進みください。（拍手）

それでは、代読させていただきます。

表彰状、夷隅郡御宿町、中村俊六郎様。あなたは多年町村議会議員として地方自治振興発展に貢献されたその功績は誠に顕著であります。よって、特別表彰します。

平成26年5月26日、千葉県町村議会議長会会長、大澤義和。

○副議長（大地達夫君） おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（渡辺晴久君） 表彰状、夷隅郡御宿町、新井 明様。あなたは多年町村議会議員として地方自治振興発展に貢献されたその功績は誠に顕著であります。よって、特別表彰します。

平成26年5月26日、千葉県町村議会議長会会長、大澤義和。

○副議長（大地達夫君） おめでとうございます。（拍手）

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成26年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、伊藤博明君から、本日の会議について辞退する旨の届け出がありました。理由につきまして書面で届いておりますので、私のほうから読み上げます。

第2回定例会の開会に際し、執行部に対して何度となく議案についての答弁の準備をお願いしたところであり、執行部と議会が共通の認識を得られる場も設けたところである。しかし、執行部の改善は見られず、これまで十分な準備を促したにもかかわらず、想定できる質疑に対しても答弁ができない状況が続いている。

これは執行部の議会に対する意識の低さをあらわしているものであり、執行部の意識改善を促すためにも本会議を辞退する。

以上です。

このように伊藤議員から本日の議会の辞退届が届けられておりますので、執行部も充分認識いただいて、しっかりと答弁できるように準備をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

(午前10時05分)

◎報告第1号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号 御宿町水道事業会計建設改良費繰越計算書についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 報告第1号 御宿町水道事業会計建設改良費繰越計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定による平成25年度御宿町水道事業会計予算建設改良費の繰り越しについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

繰り越す事業につきましては、別添の平成25年度御宿町水道事業会計予算繰越計算書に記載しました4事業でございます。水質監視設備更新事業として3,456万円、浄水場2号・4号送水ポンプ更新事業1,404万円、浄水場発電機ラジエター改修事業726万8,400円、給水ポンプ用フット弁更新事業15万4,154円で、総額5,602万2,554円です。財源といたしまして、当年度損益勘定留保資金を充てるものです。

繰り越しに至った経緯、それぞれの事業の執行状況についてご説明をいたします。

この4事業につきましては、平成25年度の建設改良費、原水及び浄水費の工事中、年度内に完了が見込まれないもの、また年度途中において早急に対応が必要となった工事について事業予算を組み替え、平成25年度3月補正予算をご承認いただき、建設改良費繰越として対応させていただいたものです。この補正予算において、当初予算計上の汚泥かき寄せ機の更新を見送り、水質監視設備更新工事の不足額に加え、早急に対応が必要となった浄水場2号・4号送水ポンプ更新、浄水場発電機ラジエター改修のための事業費を組み替えた結果、当初予算8,324万1,000円から1,555万9,000円を減じ、総額6,768万2,000円とさせていただいたものです。このうち完成支払い済みを除き、建設改良費繰越として総額で5,602万2,554円を繰り越しさせていただきました。

それぞれの事業の契約及び執行状況につきましては、水質監視設備更新事業3,456万円、契約日、平成26年3月24日、株式会社東芝関東支店、工期は平成26年3月25日から平成26年10月31日となっております。浄水場2号・4号送水ポンプ更新事業1,404万円、契約日、平成26年3月31日、昱株式会社千葉支店、工期は平成26年3月31日から平成26年8月29日となっております。浄水場発電機ラジエター改修事業726万8,400円、契約日、平成26年3月26日、株式会社明電エンジニアリング東日本東関東支店、工期は平成26年3月27日から平成26年6月30日でございます。給水ポンプ用フート弁更新事業15万4,154円、契約日、平成26年3月31日、株式会社滝口設備、工期は平成26年4月1日から26年5月30日となっております、こちらの工事のほうは完成してございます。

施設設備におきまして、計画的執行と施行管理に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上、報告いたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

大竹企画財政課長の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 報告第2号 平成25年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算

書についてご報告を申し上げます。

2枚目の繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

内容につきましては、平成26年第1回定例会にてご承認をいただきました繰越明許費と同様でございます。事業費及びその財源について繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育てシステム導入事業につきましては、子ども・子育て支援新制度の運用に向けて、国・県との連携を図るためのシステム構築に係る費用であり、国の方針が明確化されていなかったことから全額である350万円を繰り越したものです。なお、システム運用は平成26年9月を予定しております。財源につきましては全額県補助金を充当しております。

9款教育費、2項小学校費、布施学校組合負担金につきましては、布施学校組合における国の補正予算を活用した校舎の耐震改修費用に係る負担金であり、布施学校組合において事業費の繰り越しがされたことから、構成団体である御宿町においても負担金128万7,000円を繰り越したものでございます。なお、校舎の耐震改修事業は平成27年1月の完了を予定しております。財源につきましては一般財源です。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年10月の台風26号により被害を受けた準用河川の災害復旧費であり、工期が平成26年11月までかかることが見込まれたことから、全額である1,470万円を繰り越したものです。財源につきましては、国庫負担金789万3,000円及び町債560万円を充当しております。

2項農林水産業施設災害復旧費につきましては、本年2月の大雪等により被害を受けた農業用施設及び林道の災害復旧費であり、工期が最も長いもので平成26年11月までかかることが見込まれたことから、農地農業用施設災害復旧事業については135万円、林業施設災害復旧事業については1,100万円を繰り越したものです。財源につきましては一般財源です。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第2号を終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

大竹企画財政課長の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 報告第3号 平成25年度御宿町一般会計事故繰越し繰越し計算書につきましてご報告を申し上げます。

事故繰越し繰越し計算書をご覧いただきたいと思います。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路境界測量委託につきましては、岩和田地先の町道1079号線における道路境界の確定業務に係る費用でございますが、境界立ち会いにおきまして、隣接地の相続人の確定に期間を要したため年度内に完了することができなくなったことから繰り越しを行ったものでございます。繰越し額は126万円で、財源は一般財源です。なお、事業完了は6月末を予定しております。

詳細につきましては、配付をさせていただきました別紙資料のとおりでございます。

以上、平成25年度御宿町一般会計事故繰越し繰越し計算書につきましてご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、報告第3号を終了いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第3号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条別表「一般廃棄物処理手数料」のうち、清掃センターに搬入するときの手数料の区分中の表記について改正をお願いするものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表、種別、搬入、区分欄「事業所（者）以外」を「一般家庭」に、「事業所（者）」を「一般家庭以外（事業所含む）」に改めるものです。

搬入ごみの手数料につきましては、これまで営業活動か否かを基準に事業所と事業所以外の区分により、それぞれ事業所を1キログラム当たり6円、事業所以外を3円で運用してまいりましたが、営利・非営利を現場で判断するのは運用上難しいケースも生じることもあり、その区分を一般家庭と一般家庭以外（事業所含む）に改め、運用の明確化を図るものです。

搬入ごみの区分の事業所は、事業活動による事業系のごみを指し、事業所以外は家庭から出る家庭系のごみを指しております。店舗併用住宅などの取り扱いについては受付時に確認をし、事業系のごみは1キログラム当たり6円、家庭系のごみは3円と区別して対応をしております。また、事業所は営利を目的とした事業を行うものと規定されていることから、営利・非営利で見ますと、事業所以外は営利を目的としない事業所ともとれるということがあり、非営利法人等の事業活動によって生じるごみの取り扱い等においてその判断に迷うこともあるため、改正案では事業所を主とした区分から一般家庭を主に一般家庭と一般家庭以外（事業所含む）に区分を改め、一般家庭、家庭系のごみは3円、一般家庭以外（事業所含む）事業系のごみを6円とするもので、取り扱いにつきましては今までと変わりがございません。

施行日につきましては、周知期間を考慮し、平成26年10月1日とさせていただきます。

なお、町民清掃やボランティア、行政活動など公共的活動により生じたごみに係る処理・運用につきましては、従来と変わりはございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

条例の一部を改正する条例ということで、文言は本当に一部なんですけど、これは現行の条例というのは、上位法令に照らして例えば簡単に言うと違法であるのか違法でないのかということについてはどのように考えますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 搬入ごみを区分する区分のところでございまして、通常事業系の一般廃棄物、それから家庭から出る一般廃棄物を清掃センターのほうで取り扱うことになってございますので、こちらの表記につきましては違法ではございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 現行法令というのは法に準じた条例であるという解釈でよろしいということですね。そうしますと、どちらも運用ということじゃないですか。今このご説明では一般家庭ということで、その中の、今あなたがおっしゃった言葉ですよ、一般家庭を主とするというような説明をしましたよね。この事業所以外という今の現行ですよ、改定案じゃなくて、現行の条例にしたということについては御宿町ではどういう経過があったというふうに理解しているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） これまで定額制のときに御宿町におきましては事業所1,000円、一般家庭で事業所以外200円という区分がございました。この中で、例えば夏季の場合ですけれども、御宿町の地域特性といいますか、営業等の関係もございまして、例えば季節民宿等につきましては通常200円、夏の間だけ1,000円というようなことで、そういった営業のところに配慮して事業所というような区分が主といいますか、こちら側の目から見て区分するような整理になっていたかと思われま。

今回の改正につきましては、その事業所につきまして例規の中に「営利を営む者」というふうな表記がございまして、実際にこの営利企業とか非営利企業、例えばNPOとかそういった団体がセンターにごみを持ってきたときに、非営利の会社なので事業活動によるごみでも3円になってしまうというような運用上の判断に迷うようなケースがございまして、今回一般家庭を3円、一般家庭以外（事業所含む）ということで、事業系のごみにつきましては6円というふうに表記のほうを改正させていただいたものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私もこの条例にかかわってずっと議論をしてまいりました。もっとさまざまな議論がありましたよね。要するに、一番最初、今日提案いただいたときもあなた説明をいたしましたけれども、一般家庭で営利を伴ういわゆる零細企業ですね。家庭、家族経営ですよね。そういうものがほとんどじゃありませんか、御宿町。これ事業所となるとどうなるかと申しますと、事業所というのは私が説明するまでもありませんけれども、自からごみを処理しなくちゃいけないわけでしょう。値段の問題じゃないんですよ。そういうところをどう区別するのかと。

これ、どちらにしろ条例に基づく行政指導が必要じゃありませんか。住民に対しても行政指導、説明責任ですよ、こんなふうに対応してくださいと。事業所でなくたってそうじゃありませんか。じゃこうしたらそういうものはなくなるんですか。迷うといってもそれは行政指導、あなたの仕事じゃありませんか。明確なんでしょう、逆に言えば。今の条例でもそれは明確にうたってあるわけでしょう。これを変えたからといって、やっぱり御宿町、超零細のところたくさんございます。夏季民宿だってほとんどお客さん来ておりませんよ。そういう人たちも全部、事業者責任で自からごみを処理しなさいということなんですか。そうなるんですよ、これ、明確に。違うんですか。そういうところも踏まえてこの事業所以外という文言に定めたんですよ、御宿町は。

それから、この条例、10月1日から施行となっていますよね。なぜ10月1日なんですか。行政というのは単年度ですよ。総計予算主義、3月までにきちんと整理をしてその年、要するに今で言えば平成26年度ですよ。条例、予算、明確にして町民から負託を受けた仕事をするわけでしょう。10月1日前と10月1日後、なぜ変わるんですか、なぜその必要性があるんですか。仮に変えたとしたって4月1日じゃありませんか。10月1日に行う緊急性というのはどこにあるんですか。説明してください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの搬入の区分につきましては、一般家庭というものが一般家庭から排出されるいわゆる家庭系のごみのことを指します。一般家庭以外（事業所含む）というのは、事業活動に伴って生じるごみのことを指してございます。ですので、事業所は自己で処理をしなければいけないという意味ではなくて、それぞれのごみの出方の区分によりまして家庭系のものを3円、それ以外のものは6円というふうに搬入手数料を定めておるものでございます。今まで店舗併用のお店等におきましても、センターに持ち込んでいただいたときに区分をしていただくことで家庭のごみについては3円、事業活動によるものが6円というふうに現場のほうで受け付けをさせていただいております。

今般、法人の形態によりまして受付のほうでそういった問題が生じたので、周知期間を設けまして10月1日から表記を改め、周知をして現場で対応してまいりたいと考えております。こういったところで、受付でもそういった周知とか受付の内容について明記をし、現場のほうも含めまして対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） すみませんね。自分たちの仕事ができないことをなぜ議会に振ってくるんですか。同じことでしょう。これで、現行で問題ないとあなたおっしゃったじゃありませんか。運用でしょう。じゃそんなに1から10まできちんと決めるといふことなんですか、御宿町においては。

だから昨日一般質問で、これから向かっていく社会に向かってどういう仕事をすべきかと私、正したじゃありませんか。認知症になったらどうするんですか、リサイクルだって分別だってできませんよ。今日何曜日かもわかりませんよ。そういう人たちが出したごみに対して今日は違いますよということなんですよ、あなたがやっていることは極端に言えば。できなかったとあなた自身今おっしゃったじゃありませんか。どちらにしても同じでしょう、これ。でも意味は全く違うんですよ。このままにすれば一般家庭というのは明確に一般家庭になるんですよ。

だからほかの先進自治体、大きな自治体では細かい予備規定でそれぞれ事業所、要するに零細なところですね。除外規定をつくるわけですよ、わざわざ。満身に税金も納められない状況じゃありませんか。やさしい町づくりって誰かおっしゃってましたよ、違うんですか。今だって運用じゃありませんか、あなたのおっしゃったことは。運用ができなかったから変えたいということでしょう。そういう町づくりなんですか、御宿町は。なぜ今。

それから、10月1日にするということをあなた説明なさらなかった。なぜそんな緊急性があるんですか。まず変えるということ自体も納得できませんし、それを年度の途中で行うということも全く理解できませんよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 幾つかお答えを申し上げます。

この改正をお願いいたしましたのは、現場の職員が日常業務の中で、やはり業務にあたって
いる中で事業所及び各家庭のことを考えたときに、このように今ご提案させていただいている
内容のほうが事務をとりやすいと。いろいろなおっしゃるとおり非常に微妙な部分があつて、
どっちがどっちなのかなということもいろいろあると思うんですが、現場でこのほうがいいだ
ろうということでご提案いただきましたので、協議しましてご提案をさせていただいたとい
うことでございます。

そして、10月1日ということは、当然これから施行するにあたりまして周知期間を持たなく
ちゃいけないということでございます。そのために、やはり条例の内容を変えるというような
ことでございますので、各区にいろいろ出向いて説明をする機会を設けたいと思います。なぜ
急ぐのかということについては、できれば4月1日からのほうがいいわけなんです、年度が
わりということもありますが、しかし、物事というのは……

（「聞いてられないな」と呼ぶ者あり）

○町長（石田義廣君） これがいいと思ったときに少しでも早くお願いすると、改正をお願い
するということでご提出をさせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと二、三、質問させていただきたいと思います。

まず、これに変わりました、夏期の土曜日の収集停止がカレンダーに載っております。これ
がどうやってそういう形になったのかというのが1点と……

○議長（中村俊六郎君） 瀧口君、1つずつやってくれるか。

○9番（瀧口義雄君） 1つずつ。じゃ一問一答でやります。じゃとりあえずそれを。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議員ご指摘の夏期の土曜日の収集の関係でございますけれども、当初各ご家庭に配布しましたカレンダーでは、その収集をセンターの持ち込みの受付のみということにさせていただいてございました。昨年度等の実績を見ますとごみの量が少し減っておりまして、こちらのほうで収集については見直しをして、持ち込みだけというふうにかレンダーには表記させていただきますが、いろいろな方面からご意見をいただきまして、やはり夏季の観光客、それから帰省等に配慮いたしまして、収集につきまして再開することといたしました。現在調整をして、ごみのカレンダーによりましてお知らせをしておりますので、よろしくお願いたします。

この収集日につきましては、7月26日、8月2日、9日、16日の土曜日になります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この件ですけれども、今まで続いてきた、前の担当課長がずっとそれがそういう形で御宿町の夏季はそういう形が衛生面でも環境面でも大変いいという形で事業者、それこそ事業者の要望があって、それでは事業者だけではないと、町民全体でやっぱり何日間もごみを置いては腐っちゃうという形でスタートしたわけですね。それを何も協議がないんですよ。スタートするときは住民の意見を聞いて当時の担当課長がそれは英断してくれたんです。それをあなたは廃止するのに、それはあなたは大変偉い課長だからいいんですけれども、誰も知らなかった、隣の人も知らなかった。こんなことがあっていいんですか。それで、一言言われればまた復活しちゃうと、それ何なんですか。やると決めたら開始すればいいじゃないですか、あなたがそう思ったら。態度がひどいよ。

次に、事業者という話が、家庭と事業者という中で、御宿は独特の町です。民宿と自宅が一緒の形態が多うございます。これをどうやって判定するのかと。私が事業者の車で運転して、もうなくなっちゃいましたが海月堂の車で行けば、これは事業者になるのか家庭用のごみになるのか。事業者が袋で出せばそれはそれでいいと。じゃ事業者が袋に入れて持っていったらそれはどうなるのか。全くその辺の区別はつかない。まず御宿は民宿が結構あります。民宿は事業者となるのかならないのか。その判定はどこですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、民宿の場合ですけれども、先ほどからご説明いたしましたように、排出するごみの内容によりまして、例えば家庭のごみについて……

（瀧口議員「そんなことできるわけじゃないか」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 家庭につきましては3円、事業系のごみにつきましては6円ということで、窓口で区分をして搬入手数料を現在もいただいております。

それから、指定袋につきましては、現在指定袋を購入していただいて排出していただいたものは収集にもできますし、センターのほうに持ち込んでいただければ搬入手数料はかからない、そのままの状態でするので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 私が言っているのは、事業者、民宿は事業者かどうかという線を示してくれというの、ごみで分別すると言ったでしょう、あなた。税務署がごみで分別するのか、申告のとき。事業者か家庭かという、御宿は独特の町だから、これが石井議員が言っているように、これで適するのかどうか。別仕立てで業務場所があればそれはそうかもしれない。御宿町でほとんどの人が家庭と事業所が一緒ですよ。民宿は事業者か事業者じゃないかと、言ってくださいよ。だってこれ条例ですよ、あなた。家庭以外は事業者、家庭、こういう区別しているんですから。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの条例はその事業者の区分によりまして3円、6円ということではなくて、一般廃棄物の家庭系の一般廃棄物、それから事業系の一般廃棄物というような区分の中で搬入の手数料をそれぞれ定めてございます。家庭系の一般廃棄物につきましては一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物、それから事業系の一般廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物ということで、センターでその辺のところを分けけて現在も取り扱っているところでございます。ですので、民宿が事業者か事業者ではないかということは、これまでの条例の中でも営利を行う部分について事業者というふうな扱いをしてございました。

（瀧口議員「答弁になっていないよ、議長」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それを聞いて理解できる人は誰もいないよ。全然わからない、俺日本語がわからない、答弁になっていない、質問に答えていない。傍聴人だってわからないと思うよ。言っているあなたもわからないと思いますよ。議長、わかりますか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午前10時40分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 貴重なお時間をいただき、大変申しわけございませんでした。

今回の条例につきましては、これまでの区分、「事業所（者）以外」を「一般家庭」に、「事業所（者）」を「一般家庭以外（事業所含む）」に改正をいたしまして、センター窓口での受け付けの効率化を図るものでございます。

また、周知期間等につきましては、10月1日ということで、今後周知、ご理解いただけるように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これで議論を打ち切りますけれども、日本語が通じない。例えば、じゃ事業者が袋に入れて、ピンクの袋に入れて、それは事業者の袋じゃなくなっちゃうんだよ、そうでしょう。生で持っていけば今度は事業者になると。袋に料金が入っているのはわかっていますよ。事業者とその区別がつかないじゃないですか。その判別はどうするんですか。

もっと言えば、NPOの話も出ましたけれども、あれは非営利団体ですよ。料金を取ってもそれは営利じゃないんですよ、収益が上がれば税金かかりますけれども、そういうことで国も認めているんですよ。それをあなたは事業者と言っている。あれで生活しているんじゃないんですよ。その辺をまた区別もおかしくなってくる。

それともう1点、もっとわからないのは、営利を目的としないなら家庭用になると言っているけれども、じゃ1つこれだけは聞きたいんですけれども、町有地をあなた方がやっていますよね、役場の職員もボランティアの皆さんも、それはただですね。私の住んでいる御宿台は住民の管理費で管理会社が町有地の草刈りをやっています。これはどうなんですか。同じ隣の町有地、後ろの広場、多目的広場、あの端から向こうは役場だと、こっちは管理会社がやっていると。役場から金もらっていないよ。本来役場がやる業務ですよ。それを三者協定の中でやっている。これは営利ですか、営利じゃないんですか。でもいいです。答弁聞いてもわからないでしょうから。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

(挙手少数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手少数です。

よって、議案第3号は否決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第5、議案第4号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 御宿町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。

御宿町道路占用料徴収条例において、占用期間が1月未満となる占用料の計算における乗率について改正をお願いするものです。

新旧対照表をご覧ください。

御宿町道路占用料徴収条例第2条に定める道路占用料の額につきましては、第2条の別表に一覧で示されております。このうち1日を単位として計算する占用料については、占用日数等を乗じた額に消費税率を乗じて得た額とされております。消費税の改正に伴いましてこの率を「1.05」から「1.08」に改めさせていただくものです。

道路占用料につきましては、土地の貸借に係る対価に該当するため非課税ですが、消費税法施行令第8条の規定によりまして、占用期間が1カ月未満のものは取り扱いが異なり課税対象となっております。このことから、従来から条例において1カ月未満の場合の占用料の計算方法が別表備考欄に付記されており、法との整合性を図るため乗率を「1.08」に改正をさせていただくものです。

なお、施行期日は公布の日とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

まずもって改定に伴う条例の改正ということでよろしいのでしょうか。

これは3月議会のときに本町は消費税の改定についてどういう方針をとるのかということで各担当にお聞きしたというふうに記憶をしております。

その問題と、これ消費税でありますけれども、自治体というのは納税義務者であるということですね。施行令は承知していますよ。今般の消費税、また近々にも国は消費税の再改定を行うという話も伝わってきております。全国の中では今般の消費税の改定は長の判断によって行わないという自治体があるやに報道もされております。先般の3月議会で御宿町のいわゆる8%の方針について私は説明を受けておると、そのときにこういう説明があったのでしょうか。

それから、さらにこの1カ月未満ということでもありますけれども、これは予算もしくは決算上はどのようにしておるのでしょうか、現状です。

これは施行日でありますけれども、公布の日から施行するというので、これは具体的にいつごろを想定しているのでしょうか。これ中途ですよ、これも多分ね。これは近々にも国が想定している再改定は逆に言ってやらないと、またすぐ改定するんですか。答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、こちらに該当する占用料の関係のほうを先にご説明させていただきます。

この1カ月未満となる占用につきましては、一時的に設ける旗ざお等でございまして、これまで1カ月未満の申請及び許可実績というものはございませんでした。ただ、この占用料の額を定めてございまして、その計算方式ということで別表備考欄に計算方法が定められてございます。先ほど申しましたように、占用料自体は非課税という扱いになっておりますが、この短い期間のものについては消費税を乗じて計算をすることとなってございまして、また改正の時期につきましては、町は、県の占用料条例に準じた形で構成していることから、県の改正を受けまして通常は改正の手続きを行ってございました。4月に県の改正通知によりましてこの別表備考欄の改正に気づきまして、必要な箇所の改正について今回お願いをしているところでございます。

今の1カ月未満につきましては、そういったことで納入実績がございませんので予算上の数値は現在のところしてございません。

公布の日は議決をいただいた日ということになります。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 石井議員のご質問の中で3月の議会で町の消費税に関する考え方ということで、要はアベノミクスがまだ地方には来ていないと。そういう状況を勘案して、0.5から0.8のときには基本的にはそれを反映させないという判断をしました。例えば保育料とかその他使用料、手数料についてもそういう考えを、近隣の状況も調査しましたがけれども、長がそういう判断をいたしました。ただ、学校と給食費等についてはいろいろな会議の中でご意見をいただいて、その結果を消費税に上げたという事例もございます。本来、町の使用料、手数料等については内税というふうになっています。概念ですね、ですから、それはやっぱり8%の時点ではまだ住民のほうに負担をかけないという判断をいたしました。

今回この条例、占用料については担当課長が説明しましたがけれども、1カ月未満のものについては消費税を転嫁するというようになっております。本来県でもそうですけれども、本来は国からは適正に消費税を転嫁しろということで来ていますけれども、長の判断で町は反対いたしました。ただ、この乗数ですね、1カ月未満の占用料については本来消費税がもう既にベースになっていますので、本来であれば3月の時点で0.5を0.8にお願いして提出するべきだと、そういうふうに認識をいたしております。県のほうはそうしたのでそれを反映して今お願いしているわけですがけれども、事務手続の中で全てが内税という概念ではございませんので、今回はそれについては3月でお願いすべきだったと、そういうことでございます。

（石井議員「議長、答弁漏れありますよ」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 各課に聞いているの。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 納税の義務があるかということ聞いたじゃありませんか、自治体に。それは答弁していただけましたか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 消費税法の中では、まずこの一般会計については消費税の納税義務はないということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今答弁いただきましたけれども、まさに事務の遅滞じゃありませんか。これ途中であれば、また再改定するかしないかという答弁はいただきませんでしたけれども、多くの自治体で最終的な国の判断、異様に短期の中で税率改定が行われるという判断の中で、

全体的には長の判断で見送るということをやっている自治体もあるわけじゃありませんか。

なおかつこれについては決算上、予算上全くなかったということでしょう。しかも納税義務はない、しかも再改定も想定されると。来年の3月31日施行だっていいじゃありませんか。自治事務というのはないんですか、御宿町においては。地方分権一括法というの御宿町にはそれは作用しないんですか。何でこんな中途にこういうことをやらなくちゃいけないんですか。これでまたこの8%が当分続くというんだったらまだわからないでもないですけども、長の判断でできるじゃありませんか。これで何百万円も何千万円も歳入が変わるということですか、御宿町の。ないんでしょう、事務がないんでしょう。何で事務がないことを中途にやるんですか。説明ができるように説明していただけないですか。きちんとわかるように。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの改正につきましては、道路占用料徴収条例の占用料の額が1日を単位とするものの計算方式の消費税と連動しております乗率について、改正に伴って例規の改正をお願いするところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 1点ずつやったほうがいいですよ。

そういう中で、私の記憶ではこの占用という条例を提案したのは、今発言した石井議員ではないかなと。その提案で新たな財源ができたこと、大変当時感謝してすばらしい提案だったと思っておりました。年間大体今幾らあるかということも含めて結構な収益になっていると思いますけれども、今の提案ですね、改定の提案。これは1カ月未満という規定されているものが4点しかございません。それも1日9円です。1カ月未満。

あとはみんな1年とかそういう契約のものでございます。今まで平成10年にこれが制定された中で徴収されたことがありますか、現実的に。だから今事務の話していましたが、条例には定められてあります、それは定めなきゃいけないものですから。実際に徴収したことがあるのか。ほとんど町長の権限で減免になっていると思います。減免手続をとっているかどうかは知らない。

そういう中で、まずこの占用の料金の内訳ですね。それと料金を徴収していない、取れるものに対して、物件があるわけですね、こんな9円とかそういうのを大事にしなきゃいけないんですけれども、本来取るべき占用料を取っていないものもあるんじゃないですか。減免届というのは財務規定の中で事業者本人が届けるという条項があります。届けていないものは払う意思があるということで、取るべき物件がどのくらいあるのかと。減免規定の出ているのはどの

くらいあるのかと。とりあえずそれだけ答弁してください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず占用料の額でございますけれども、平成25年度の予算で合計で約200万円計上してございます。こちらの占用料については電柱ですとか電話柱、それから埋設管等ございまして、それぞれ単価を掛けまして計算をしております。

それからこの9円の物件でございますけれども、これまでの申請等の実績はございません。瀧口議員ご指摘の取るべきものを取っていないところ、もしくは減免をしている物件につきましては、今手元に資料がございませんので、改めて整理をしてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 法律を改正しようとするときに、こっちは9円ですけども、もっと取るべき、今200万円と話しましたけれども、そっちを徴収していないで、何年も徴収していないで、何でこれなんですか。それに対してどうするんですか。

それが1点と、私この占用条例が出るのは知らなかったけれども、あなたにずっと前から減免できるものは減免措置をちゃんと事務上やれと、取れるものはいただくということを私、この条例の案が出るのは知らなかったけれども、ずっと前から言っているよね。あなた全然事務やっていないよね、悪いんだけども。今日言っているんじゃないですよ、議場に来る前、議案が出る前、3月よりももっと前あたりに言っている。減免手続をとってやりなさいと、それは事業者が申請するものだけでも、取れるものは取る、減免するものは申請させてやる。年度越しちゃったじゃないですか、あなた。9円なんていう話じゃない。これは平成10年から1回も運用していないということでしょう。だからあなたの事務上の不手際、5年間さかのぼって取ってくださいよ。悪いんだけども。

それともう一つ、この措置はどうするかというのは後で答弁いただいて、それともう1点は、これは道路法の39条に基づいて制定されたということで理解しておりますけれども、御宿町は町有地がいっぱいございます。町有地以外のもので道路という規定がある中で、町有地に一般の人がうちを建てたり何かするのはちゃんと賃貸契約の条項がありますけれども、こういう仮設とまでは言わないんですけども、電信柱とかそういうのが道路敷以外のものでもこれは適用するんですか。あるいは町有地の貸し付け条項にそういう条項があるんですか。建物を建てるとか物置建てるとか、そういうものは町有地の賃貸契約書がありますよね。あれで処理できますけれども、この事案ですよ、これは道路敷地内という認識でいいのかどうか。占用条例

に規定されている電柱、広告塔など建物以外に適用は難しいのではないかと、これ私の考えなんですけれども、この辺はどうなる。占用条例に町有地の縛りが必要ではないのかと。これ、道交法の中の一環だという認識なんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 最初の占用料ということで説明した金額については、今年の入見込み額ですので、200万円程度ということをもまず1点お話をさせていただいて、それから、瀧口議員ご指摘の占用物件の関係でございますけれども、こちらのほうは関係者と今後も協議をして手続について進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、基本的にこの占用料につきましては、道路敷について占用するものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ただいまのこの条例につきましては、佐藤課長がお答えしたとおりですが、このほかに法定外公共物管理条例がございまして、これはこの条例を準用する形で占用料をいただくということで、町有地に関しましても、電柱ですとかそういったものに関しましてはこの条例を準用しまして料金をいただいております、予算規模で言いますと27万円程度ということで年間収入があります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（瀧口議員「議長、さっきの件で」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 通常そういうものを解決してから議案出すんじゃないですか。議案が通ってから、じゃ過去の占用料について、水道料金と同じですよ、取り下げましたけれども。それは精算してから、こういう形で身ざれいになりましたから議案出しますと。ごみは引きずって、これでこっちは後にしてくれ、これはやってくれという話はないでしょう。占用料について今指摘したんじゃないのよ、ずっと前から指摘しているんですよ。それをあなたは事務上やっていないんですよ。じゃその処理を関係者じゃなくて、あなたが担当者ですよ。5年遡って請求するんですか。それだけ聞きたい。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 取り扱いについてまだ関係者に確認するようところがございまして、その辺を踏まえて手続を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第6、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田税務住民課長より議案の説明を求めます。

埋田税務住民課長。

○税務住民課長(埋田禎久君) 議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われることに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1ページの第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を「14万円」から「16万円」とするものです。

第4項につきましては、介護納付金課税額の課税限度額について定めたものですが、課税限度額を「12万円」から「14万円」とするものです。

第18条につきましては、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について定めたものですが、引用条項の条ずれの改正をするものです。

2ページの第21条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたものですが、課税

限度額を見直すことから条文を整備するものです。

第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めたものですが、算定における被保険者の数に世帯主を含めることとするものです。

第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について定めたものですが、算定において被保険者の数に乗すべき金額を「35万円」から「45万円」とするものです。

次に、3ページをお開きください。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年度以後の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

課税限度額の見直しについては、課税の区分ごとの課税限度額を現行と改正案別に記載し、比較をしたものです。軽減措置の拡充については、軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理し、比較をしたものです。二重線を引いてある箇所が改正をするところとなっております。

なお、本改正案につきましては、去る5月29日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

国民健康保険税の軽減措置ということではありますが、資料を提示いただいておりますが、この資料を見ますと上限については引き上げということで、これは多分負担が増すというふうに理解をしております。この表で結構でございますけれども、この2万円と4万円ですね、合計4万円も引き上げになるわけでありましてけれども、引き上げになるとすればそれは何件であつて影響額は幾らと見積もっておるのかと。

それから、軽減措置の拡充ということでもありますけれども、こちらについても同様に軽減世帯、額、あわせて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 初めに、課税限度額の見直しの影響額について申し上げます。

試算いたしますと、改正により影響する世帯としては支援分で68世帯、介護分で39世帯が現行の限度額に到達しておりますので、限度額を引き上げた場合、これらの世帯において国保税が上昇するということとなります。ただし、この支援分、介護分と医療分を合わせて1世帯に課税しますので、全体では68世帯において国保税が上昇します。また、引き上げた場合の額を現行と比べますと、総額で175万円の増額と試算をしております。

次に、軽減措置の拡充による影響について申し上げます。

7割軽減につきましては、改正による影響はありません。5割軽減につきましては、改正による影響は118世帯、520万円となります。2割軽減につきましては、7世帯、33万円となります。軽減額全体について7割、5割、2割の軽減額の合計は4,277万円となります。現行の試算では3,722万円ですので、軽減額が553万円増となります。また、軽減対象となる世帯の割合につきましては、加入世帯全体の49.2%と見込んでおります。現行では43%ですので、軽減割合が6.2ポイント増えることとなります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第6号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議案第6号 平成26年度御宿町水道事業会計補正予算（案）
第1号についてご説明をいたします。

御宿町水道事業会計補正予算（案）、1ページをご覧ください。

第2条として、平成26年度御宿町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を292万5,000円追加し、水道事業費用の総額を3億3,400万8,000円に、第3条として、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を32万1,000円増額し、資本的支出の総額を7,173万4,000円とするものです。

3ページ、事項別明細書にてご説明をいたします。

水道事業費用の補正額292万5,000円の内訳は、浄水場仮設発電設備設置工事として修繕費を280万8,000円、これは浄水場非常用発電機のラジエター更新工事に伴い、発電機を外して整備工場においての修理が必要となったため、発電機を外す3週間の間、停電時に対応するため、仮設の非常用発電機を配置するものです。また、使用料及び賃借料として、水道設計積算システム使用料として不足する額11万7,000円を計上させていただきました。

資本的支出の建設改良費では、浄水場中央監視室の精密機器類を冷却するためのエアコン2台が故障してしまったため、2台のエアコンを更新するための費用32万1,000円を計上させていただきました。

4ページにつきましては、本補正に伴いまして、予定キャッシュフロー計算書について添付させていただきました。

当初予算の予定キャッシュフロー計算書との変更点は、業務活動によるキャッシュフローで、当年度純利益が270万9,000円の減、未払い金については消費税の支払いにより24万円の減。投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出で29万7,000円の減で、資金期末残高が補正総額324万6,000円の減、7億2,633万4,732円となっております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

3ページの営業費用、10、区分、修繕費、浄水場仮設発電設備設置工事、これについて詳細な説明をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの発電機につきましては、浄水場に設置してございま

す非常用発電設備……

(「聞こえないよ」と呼ぶ者あり)

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 浄水場のほうに設置してございます非常用発電設備、こちらにつきまして、建設改良繰越によりまして工事を執行しているところでございます。こちらの工事は、工場のほうに持ち出してラジエターの修理をする必要がございまして、この間、浄水場で非常用の発電機がなくなってしまうということで、この期間を仮設の発電機を装備して非常時に対応をするためのものがございます。工事は既に着工済みでございますが、既定の予算の修繕料、通常漏水等に対応する修繕料があるんですけれども、こちらのほうで対応いたしまして所要額について今回補正をお願いするところでございます。

(瀧口議員「答えになっていないよ」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) いつ工事して、いつ完成しているのかと、この仮設のものが。あなたの説明だとラジエターの改修工事で発電機がなくなるという中で、これは昨日もらった資料です。平成26年6月30日完了という、工期完了になっています。じゃこれはいつ発注して、どういう入札方法で、どういう工事をどこでやって、いつ完成したんだと、それが詳細です。

あなたの今の話だと、できちゃっているという話ししているじゃないですか。できちゃったものを補正でやるのは議会では普通、専決というんですけれども、流用できるという形も、あなたのところはいろいろな形で流用していますけれども、やっちゃったものを出してくるんですか。じゃこれは補正じゃないじゃないですか。まず工事の詳細を教えてください。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 浄水場の発電機ラジエター改修工事につきましては……

(瀧口議員「いや、そうじゃないでしょう、私の質問は」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 発電機の工事についてだよ、仮設の。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 浄水場の発電機ラジエター改修事業と一体で対応してございまして、この仮設発電機を導入して、それから工事が終わりますと外す期間につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので……

(瀧口議員「いや、そういう話じゃない、議長、いいですか」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) では、午後1時まで休憩します。

(午前11時33分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 引き続きよろしく願いいたします。

瀧口議員ご指摘のとおり、本来であれば浄水場非常用自家発電設備改修工事にあわせて予算計上をする必要がございました。自家発電設備改修工事にあたりましては、水の安全供給のために工場における修理の間、浄水場に代替の発電機を備える必要が生じたことから、水道会計の特性上、偶発事故に対応する予算を計上してございます。3条予算の修繕料にて対応をさせていただきます。今後の故障等に対応するための修繕費について不足する額を今回お願いするものでございます。

契約の内容につきましては、浄水場の仮設発電装置設置工事……

（「聞こえない」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 浄水場仮設発電装置設置工事、工期につきましては26年5月14日から26年6月30日です。請負金額は208万8,000円、契約日につきましては26年5月13日、請負者は株式会社明電……

（瀧口議員「5月何日」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 5月13日です。業者につきましては株式会社明電エンジニアリング東日本となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この発電機ラジエター改修工事に伴う仮設の発電機ですよね、そういうことでよろしいんですよね。そういう中で工事、工期がこれでいくと3月27日から6月30日という中で、まずこの件に関しては、支払いは済んでいるんですか。

それが1点と、通常これ繰り越しで2回ぐらい説明を受けていますけれども、25年度予算です。そういう中で、通常発電機は、仮設は必要となるのは事業執行上わかっていたわけじゃないですか。何でこの説明がないのかと。

もう一つ言っているのは、3月27日から工事がやっていて5月16日にすると。13日契約して16日だと。

もう1点は、これはもう撤去されちゃっているんですか。工事が終わってもう撤去しているという話を聞いております。実際にじゃあ何日間、こっちのラジエターの工事は3月27日から始まって実際完工したのはいつなのかと。これはいつやっていつ、もう支払いが済んでいるのかと、その2点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、ご指摘のとおり、本来でしたら3月の補正におきまして一体で計上すべきところでございましたけれども、附帯工事を含めまして全体事業に至るまでの見きわめが甘く、事業費に不足が生じたことから本補正予算にて追加の補正をお願いするところでございます。

また、工事関係につきましては、繰り越しの事業の非常用発電設備の工期につきましては3月27日から6月30日ということで、現在ラジエターを取り外して工場で整備をしております。ですので、本体の非常用発電が動かない状態でございますので、その代替の仮設の発電装置につきましては現在備えつけまして緊急の停電時等に対応しているところでございますので、ご理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

（瀧口議員「支払いは」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 工事のほうは完了してございませんので、支払いは済んでおりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これ補正の案件じゃないんじゃないですか、すみませんけれども。だって工事発注しちゃっているんじゃないですか、リースといいながらも。専決処分ですよ、これは。補正は予算が通ってから、企業会計だってそうですよ、予算が通ってから発注するんでしょう。これ発注しちゃってあるじゃないですか。事業がもうスタートしちゃっている。

それよりもラジエター、26年3月27日から始まっていると。これ始まる前に補正で否決くらっていますよね。そのときになぜこの話もしないんですか。みんな隠してこの体たらくじゃないですか。たしか繰り越しも含めた補正は否決になっていますよね。それでたしか24日だったと思う。これに24日で今度は3月26日に契約して、それで今度は5月13日ですか。これはひどいんじゃないんですか。知っていてあなたこういうことをしたんですよ。そうでしょう。この時点で承知していたわけですよ、知らなかったと言ったらそこに座ってられないよ。何でそのときに産建でも何でも言わないんですか。もう何日もたっていないで契約しているんじゃないんですか。工事はもう入っているんですよ。必要だからやるんでしょう。誰も発電機つける

などと言っていない。あなた事務上の手続は全く無視している。命にかかわる話だってさんざん言っている。それほどの体たらくはないんじゃないですか。

補正の問題じゃない、これは。私たちの感覚なら、補正予算というのは緊急性があって出してくるという中で工事がまだ執行されていない、執行されたものは町長が専決でやる。災害等いろいろと専決事項ある中でそれはルールで決まっている。これはルールで決まっていない、企業会計といいながらも。それをあなたの独断でやる話でもないしね。ずっと3月からそう、いや去年からずっとそう。これに至っては補正で出す案件じゃないよ。だってもう取りつけてやっちゃっているんじゃないですか。契約は5月13日だと。その前に産建も開いているよ、いろいろと。そんなところも報告がない。いや、産建なんか相手にしていないんでしょうけれども。補正であるべき話が補正でないじゃない、もう工事入っちゃっているんじゃないですか。それも随契でやっているんでしょう。入札と随契とある中で、水道関係はほとんど随契ですわな、見積もり合わせと。透明性はないよな。これだって随契なんでしょう、1社の。どうするんですか、これ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 瀧口議員のご指摘のとおり、本来であれば当初に一体として提案するべきところでした。この仮設の附帯工事につきまして、見きわめの甘いところがございまして補正予算で計上が漏れてしまった状況でございます。

しかし、こちらの非常用発電、ラジエターにつきましては、4条の建設改良費で事業を行っておりまして、3条予算には水道会計の特性上緊急的な、偶発的な事故に対応する予算を計上してございます。そちらのほうでこの仮設の発電機の設置工事は対応いたしまして、今回は当初から予定しておりました偶発的な故障等に対応する費用としての不足額を計上させていただいておりますので、ご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この補正は仮設の費用に使うんじゃないと、でしょう、緊急用の補填に使うんだという話でしょう。じゃあ提出したものと違うじゃないですか。言っているでしょう、あなた今言いましたよね。補填にする費用だと、仮設の費用じゃないと言っている。余計おかしくなっちゃったじゃないですか。でしょう、今あなたが言ったんですよ。

この仮設の費用に使うというので、遅くともね、これも理解できないんですけども、今言ったことは余計違うじゃないか。流用したところに補填していくと、項目が違うじゃないですか。でしょう、おかしいじゃないですか、議長、これでいいんですか。言った項目と違う、今

度は補填するという話じゃないですか、流用した先に。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘ございますけれども、3条予算、偶発的な故障等に対応する修繕費を計上してございます。こちらのほうでこの仮設の発電機につきまして対応をいたしまして、この相当額について今回補正をお願いするというので、表記をさせていただいてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） わかりましたか。

（瀧口議員「いいですか、議長」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 緊急用のものがあるなら、そこから使うという中で、そこへ補填するんだと。それはこういう項目がある、漏水とかいろいろな対応をとる中で、そこに補填するための費用だと。言っていることはわかりますよ。

ただ、最初から出だしが間違っているんですよ。それをやるんなら専決でできるじゃないですか。補正予算じゃないじゃないですか、これ。流用した部分に穴埋めするという話でしょう。その予算は使うためにあるんでしょう。最終的に決算が出たときにそこでどうなるかというのは別の話で、それはそれ用に使ってある、予算組みしてあるのならそこで使えるわけでしょう。緊急対策用の費用だと。そこに穴埋めという話じゃない、緊急対策じゃないじゃないですか、これは。緊急対策なら、繰り越しで延ばしてきて、1年延ばしてきて、3月でまた繰り越し、それでやっと補正を否決されてまた再度出して承認されて、その2日後に契約してそれでやるというときに、緊急性があるなら一緒に出せばいいじゃないですか。そのときに水道会計の補正を、また繰り越しを、問題になったときにこれをなぜ出さないんですか。緊急性だと言う。話にならないでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） この事業費の見きわめにつきましては、瀧口議員ご指摘のとおり、見きわめが甘くて非常に申しわけございません。

ただ、こちらのほうの発電機の工事につきまして早急に対応する部分があったので修繕費で対応をさせていただいたところがございますので、ご理解をいただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

瀧口議員と佐藤課長のいろいろなお話の中で、執行部のほうの答弁が本当に一転二転していると。そういう中で、やはりこれは瀧口議員が言うことに、これはもう早くわかっていることだから、瀧口議員は何でそれを言っているかということなんだよね。だから、これからも産建に私も委員として、いっぱいこれから出てくるわけなんですよ。だから、もっと全面的にわかるように説明をしていただいて、後は個人的に瀧口議員にきちんと詳細の説明をもう一回して、きちんと心から謝っていただきたい、そう思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

しっかり話し合ってください。

（午後 1時15分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時51分）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 貴重なお時間をいただきまして、重ねておわび申し上げます。

今後、事務の適正執行に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認め、本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第7号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第7号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,026万7,000円を追加し、補正後の予算総額を31億4,526万7,000円と定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入予算ですが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、11節保育緊急確保事業補助金の55万2,000円ですが、従来の地域子育て支援拠点事業が子ども・子育て支援事業へ移行することに伴い追加をするものです。なお、次の15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節地域子育て支援拠点事業の82万8,000円の減額及び7節保育緊急確保事業補助金55万2,000円の追加も含めまして、これら3点は子ども・子育て支援事業への移行に伴います財源更正でございます。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の80万6,000円ですが、本年2月の大雪に伴います被災農業者向け経営体育成支援事業に係る補助金を追加するものです。なお、この金額には国からの間接補助金も含まれております。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の3万1,000円ですが、国勢調査の調査区設定並びに経済センサス基礎調査及び商業統計調査について委託金の交付決定を受け追加をするものです。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の2,000円ですが、平成25年度末に創設いたしました教育振興基金の利子について所要額を追加するものです。

7ページに移りまして、18款繰入金、2項基金繰入金、1目東日本大震災復興基金繰入金、1節東日本大震災復興基金繰入金の60万円ですが、本歳出予算で提案をさせていただいております衛星電話の購入費に充てるため基金から繰り入れるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の655万2,000円ですが、平成25年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の200万円ですが、財団法人自治総合センターから地域防災組織育成助成事業に対するコミュニティ助成金の決定があったことに伴いまして

追加をするものです。

以上、歳入予算といたしまして1,026万7,000円を追加しております。

8ページをご覧いただきたいと思います。

歳出予算ですが、2款総務費、1項総務管理費、7目防災諸費、12節役務費の10万2,000円及び18節備品購入費の60万5,000円ですが、災害時における情報伝達手段として衛星電話2台を購入し、この確保を図るものです。

19節負担金補助及び交付金の200万円ですが、コミュニティ助成事業の決定を受け、御宿台区自主防災組織が実施する防災倉庫その他防災資機材の購入を助成するものです。

5項統計調査費、2目各種統計調査費の3節職員手当から11節需用費については、国勢調査の調査区設定並びに経済センサス基礎調査及び商業統計調査に係る委託金の交付決定を受けて対応する事務費の調整を図るものです。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節需用費の21万4,000円ですが、御宿児童館及び御宿台児童公園の東屋など施設修繕を行うため追加をするものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費の2万円は、天然記念物指定40周年を迎えるミヤコタナゴの保護事業に係る事務費として、15節工事請負費の34万円は、生息地の渇水対策として行う改良工事費として追加をするものです。

9ページに移りまして、2項清掃費、2目じん芥処理費、11節需用費の29万2,000円ですが、じん芥車のエンジンコンピューターが故障したため所要額を追加して修繕を行うものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の104万円ですが、本年2月の大雪に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業について所要額を追加し、被災施設の解体・再建を支援するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費の181万円ですが、例年開催をしているビーチバレーボール大会において一般の部が第20回を迎えるため、参加者に第20回記念ノベルティを配布する経費として消耗品に24万円を、修繕料については海岸監視員の宿舍等として活用しております建物のトイレ、台所など、また中央海岸案内所のシャワー室の修繕、メキシコ記念公園のラファエロ・ゲレロ氏の彫刻の洗浄・塗装などの経費として157万円を追加するものです。15節工事請負費においては建物の水道工事費35万円、19節負担金補助及び交付金において水道申込納付金として11万9,000円を追加するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料の55万9,000円ですが、旧岩和田小学校付近の赤道の境界確定に係る測量費用を追加するものです。

10ページをお開きいただきたいと思います。

3項住宅費、1目住宅総務費、11節需用費の158万円ですが、町営富士浦住宅において26年2月末に1戸の退去がありましたが、新たに入居者を募集するにあたっては、内装に相当程度の修繕が必要であるため所要の経費を追加するものです。

5項河川費、1目河川総務費、13節委託料の120万円ですが、久保地先の清水川護岸の竹等の伐採など護岸整備についての費用を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、25節積立金の3,000円ですが、平成25年度末に創設した教育振興基金の利子を基金に積み立てるため追加をするものです。

以上、歳出予算といたしまして1,026万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

8ページ、歳出のほうで環境衛生費、ミヤコタナゴ生息地改良工事ということで、今説明の中に40周年記念の年を迎えるというふうに説明もありましたが、この工事の内容、また40周年記念事業、これをどのようにやっていくのかと、進捗状況ですね。その点、説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、こちらの事業の概要でございますけれども、ミヤコタナゴの生息地における保護・増殖のための貝の繁殖の実験を試みる水田を現在作製してございます。保護委員会の望月先生の指導によりまして、そこで貝の繁殖を試みるために上流域に一定の水量を確保する水源をつくりまして、貝の保護・増殖の部分を進めていくということで、一番最上流の水田のところ約1メートル程度の堤体を築きまして、面積にしますと約70平方メートル程度の水ためをつくるような計画でございます。ここから一定の水量を下流域に流しながら、下流域の実証水田で貝の定着を図るということでございます。

また、ミヤコタナゴのシンポジウムにつきましては、その保護委員の望月先生と県と町とで今企画の調整を詰める段階に来てございまして、その案がまとまり次第、保護委員会を開催し、内容についてお伝えしてまいりたいと思います。今のところ日程等につきましては10月の下旬ごろということで調整をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） このミヤコタナゴにつきましては、先般、生息数が何か減少した旨の話があるやに伺っておりますが、それはどういう状況であったのかということと、それから40周年記念事業ということで、今年また大きな事業ということで、通年と今年、来年というような話もあるやに伺っておりますけれども、それは最終的には単年度で終わるということで確定をしたということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、10月末というようなお話ですと、ミヤコタナゴ、所管も広うございますけれども、たしかこの間では、せつかくの機会ですので子供たちにもぜひその事業に参画すべき、そういうようなお話も伺ったところでございますけれども、そこも含めて、もうそんなにないと思うんですね、本町は7月、8月と大変随分忙しい町でございますので、そういうことも含めてどうされるのかということで、未確定の部分も多いかと思っておりますけれども、いま一度説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 生息地におきまして個体数が減少しているというような報告をいただきまして、現地のほうも夜間等見回ったりとかしながら、また現地の生息状況を見て、原因も含めて現在見守っているような状況でございます。

ミヤコタナゴのシンポジウム、それに関連する行事等につきましては、企画案を検討する段階でさまざまな案も出ておまして、今年単年度で終わりにするのか、引き続きこういった機会を設けていくのかということも含めて今後検討をしてみたいと思います。

また、子供たちの参画ということで、こちらのほうも小学生等を対象にしたイベントがうまく組み込めないかなということで、現在調整をしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。20周年、40周年ということで、そういう面では非常によい機会ということでもございますし、特に子供たち、やっぱり大変先生方含めて忙しい毎日を過ごしているというふうに思いますし、夏休みも当然入ってくるわけでございますので、それはわかるんですけれども、やっぱり事務的な対応を一つ一つ早目にきちんと確定していただきながら、私としてはやはり大きな取り組みにしていっていただきたいなど。

関東、世界に関東しかないと、しかも自然環境の中で生息しているのは非常に限られている、しかもそれが継続して生息できるような環境というのは非常に限られているということでございますし、そうしたメモリアルをこの御宿町でもしできるということであれば大きな情報発信にもなるというふうに思いますし、これまでのミヤコタナゴというものはやはりきちんと町民

のものになる、国民のものになるという機会にもなろうかと思っておりますので、そういう観点でぜひ鋭意取り組んでいただきたいと思います。これ答弁は要りません。

次へ移ります。9ページ、農林水産業費、商工費であわせてお聞かせ願いたいと思っておりますが、被災農業者向け経営体育成支援事業ということでございますが、これは例の雪害に対する支援事業だというふうに理解をしておりますけれども、この具体的内容ですね。

それから、議会で確定するとするといつごろまでこの事業が完遂するのかということですね。

それから、観光費のほうでありますけれども、1つが、20回目となるビーチバレーですか、それに対するノベルティを出したいということですね。

それから、監視員の住居と申しましょうか、それに対する対応だというふうな説明かと思っておりますけれども、15節が水道管引き込み工事というふうになっていますよね。これは初めてそうなるわけですよね、多分ね。包括的連携協定という話もありますけれども、これも大学生の方々に本当に何年になるんですか、来ていただいて、大変お世話になってきているわけじゃありませんか。この御宿町の海、もう体を張って守っていただいているわけですよね。それに対してやはりきちんと町として対応すべきじゃありませんか、だからしたということなのかもわかりませんが。この商工費の先ほど言ったビーチバレーの20回と、この監視員と、この予算をみただけですごい落差を感じるんですね。やっちゃいけないということじゃないんですよ。だから、そうした学生の皆さんのご協力に対してどう町は対応をするのかと思うんですけれども、その辺も含めて説明を受けたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） まず、農業振興費の被災農業者向け経営体育成支援事業でございますが、これは平成25年度の大雪により被害を受けた農産物の生産に必要な施設などの再建・修繕及び撤去について、補助事業が国のほうでできましたのでそれに対応するものでございまして、助成の対象といたしましては、今申し上げましたが、25年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて市町村長から証明を受けていることが必要で、これは被災のほうを私どもで確認して証明を出すことになっております。またもう一つの要件が、今後も営農を続けることとされております。

ビニールハウスの撤去につきましては100%個人の負担はなく撤去できます。再建の場合は1割個人負担もいただいて再建をしていただくことになっております。撤去が3件、再建2件を予定しております。補正予算を承認いただいた後に、ご本人たちにこの制度について説明をいたしまして、その後、県の農業事務所と数度書類のやりとりがありますので、二、三カ月程

度かかるものかと思っております。農家組合長を通じまして、農家が455軒ありますが、希望をとりましたら先ほどの3件、2件が手を挙げられたということになっております。

続きまして、ビーチバレー大会の消耗品でございますが、10周年のときにもタオルを配った経緯がございまして、また節目の年でございますので、20周年で記念タオルをいただけないかというような実行委員会からのご要望がございました。ビーチバレー大会は大変大きいイベントに育っております、昨年ですと参加総数で1,318人、その前の年で1,246人と、例年このくらいの規模になっており大変町にとっても有益な事業と考えておりますことから記念タオルをお配りしたいと考え補正をお願いするものです。

それと松原荘の修繕でございますが、今まで水道、初めてではないかというようなお話がございましたが、初めて水道を引かせていただきまして、今まで地下水を使っており、お風呂のボイラーが、カルシウムがたまってよく使えなくなっております、私昨年から担当になりましたが、昨年の夏の後半などボイラーが使えなくなってお水でシャワーを浴びてもらうようなちょっと劣悪な環境になっておりましたのでそれを直したいということと、トイレが和式でございまして、今の学生さんは和式余り使いなれていないということなのでそれを修繕させていただきたいのと、古い昭和46年の建物でございまして、大分傷んでいまして、天井なども剥がれて落ちているようなところもありますので、この際悪いところを直させていただこうと考えまして補正をお願いするものです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 言いようがないんですけれども、やっていただくわけですから、やらないということじゃないんでしょうけれども、やっぱり先ほども言いましたけれども、そうした学生の人たち、町政運営にさまざまにご協力していただける方々たち、そういう方たちの思いをやっぱり大切にすることじゃないですか、町長ね。

昨日もちょっと私一般質問を予定していた時間がなかったんですけれども、その質疑は行いませんけれども、いわゆる交流事業、これも何とかさまざまな方の本当に身を粉にして支えてくださって今日まで来ているんじゃないじゃありませんか。学生の皆さん、迎えるための準備が進んでいるんじゃないじゃありませんか。そういうところをきちんとやはり最後まで見守るし、やっぱり関心も持ち、そうじゃないということじゃないとは思いますが、やっぱり今一度配慮していただきたいと思うんですね。特に学生の皆さんそうですよ、ずっと同じ子供たちが来ているわけじゃないんですね。卒業すれば次の方にかわるわけじゃありませんか、それも含めて。それはお金だって有限かもわかりませんが、やっぱり必要なところにはきちんと対応すると

ということだと思いますので、これを否とするわけじゃありませんけれども、やっぱりちょっと遅きに失しているというふうに思いますので、今後きちんと対応をとっていただきたいというふうに思います。

それから、農業災害の関係でありますけれども、一般的には農業共済に参加農家という限定があるのが多いわけですが、今回これについてはそういう限定はないと、要するに申請があって町長に認めてもらえれば該当するというところで理解してよろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 共済の加入要件についてはございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。じゃそのような立場で運用していただければと思います。

10ページに移ります。土木費で伺います。住宅総務費と河川総務費であります、これは修繕料ですね、住宅総務費のほうは。それから、河川総務費ということで清水川護岸整備委託ということでございますので、久保橋から上と、一般的にはね、というふうに理解をしておりますけれども、この2つの内容について今一度詳細な報告を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、住宅の修繕料でございますけれども、こちらは富士浦住宅の退去に伴いまして傷んだ箇所の修繕を行い、入居者を募集するものでございます。こちら居住者の方がこの2月に施設に入られたということで、建物について床とか内装等の修繕を行いまして、今後の対応等につきましては保健福祉課とも連絡を密にしながら対応をしてまいりたいと考えてございます。

清水川の護岸整備委託につきましては、普通河川清水川の護岸になりますけれども、久保橋から上流の約200メートルの区間、左岸、右岸ともに約3メートル程度の幅でございますけれども、こちらのほうの竹を伐採しまして、川の流れについて改善をしていくものでございます。以降、今後管理等については軽減されるような方法も含めて、今後引き続き管理手法については検討をしていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 富士浦住宅というお話であります、これ富士浦住宅全戸の改修なんですか。158万円ですよ。通常1戸当たりだと数十万円程度と、大体、畳だとかふすまだとか障子だとかという大体その程度の金額じゃないですかね、これまでずっと出てきたのは。

それで、富士浦住宅というのは、それではどの程度経つんですか、築後。

それから、今後福祉という話をされましたけれども、その意味がよくわからないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

それから、募集をかけるというお話がありました。先般、産業建設常任委員会にはいわゆる住宅についての基本計画ですか、その素案みたいのが出されたやに伺ってはおります。いわゆる岩和田の町営住宅ですよね。そちらはこの間の議会の説明の中では再募集はしないということですよ。それは耐震を行わないからという説明ですよ。じゃそうした方々、将来的には移転していただくという、少なくとも工事期間中は、わかりませんが移転していただくということになるんじゃないですか。そうすれば、そうした方々に現況の説明と、町としてじゃその間どうしてももらうかという、そうした説明が必要だと思うんですね。他の自治体でも建替えということで方針も決めながら10年、20年と、やはり入居者が移転に応じていただけなくてそのままになっていることがたくさんあるというふうに伺っております。行政が、かなり老朽化が進んでいるにもかかわらず建替え工事、施工ができないという事態も生まれているというふうに思うんですね。ですから、町がそういうふうに判断をしてあるわけですから、そういう意味できちんと事務を進めるということが必要じゃないですか。

それから、じゃそもそもこの富士浦住宅の今度の修繕料というのはなぜ、どういう内容なのかと。その戸数ですか、含めてもう一度説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 富士浦住宅につきましては、平成9年から11年度にかけて建築をいたしまして、現在10戸の戸数でございます。うち1棟が、入居者の方が施設に入所されたということで、管理の状況が住宅全体に傷みがわたってございまして、こちらのほう修理をして次の入居者の募集を行っていきたくと考えております。こちらの住宅につきましても、公営住宅の管理者として住宅の使用状況、それから入居者の生活の状況等の確認が充分にできていないということもございまして、今後その対応につきましては福祉担当課とも連絡を密に対応してまいりたいと考えているところでございます。

（石井議員「ちゃんと答えてくれよな、聞いたことに」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 岩和田住宅に関しましては、今、長寿命化計画ができてございまして、これに基づきまして最終的に岩和田住宅の取り扱いについて方向性を決定していきたいと考えております。その方向性が決まりましたら、入居者の方等を含めてのそういったお話をしていく場も設けていかなければならない部分もあるかと思いますが、まずもって今後の

公営住宅の長寿命化、どのように運用していくかというところでまずその計画のほうを決めてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 富士浦住宅は何戸の修繕なんですか。

それから、話が全くわからないんですね、状況説明だけで。どういう修繕内容なんですか、この内容は。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 入居者の方につきましては、旧富士浦住宅からの入居者でありまして、昨年来から体調を崩しておって、修繕は1戸でございます。

内容につきましては、基本的には床、クロス等の張りかえになります。

（石井議員「全部あるんでしょう、細かく報告しなさいよ、修繕内容」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 主なものが床とか壁のクロス等の張りかえになりますけれども、そのほか畳ですとかレンジフード、そういった設備、器具等の修繕についても予定してございます。

（石井議員「予算組んだんだろう」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 福祉関係ということでございますが、入居者との調整という意味で福祉関係のお話が出ていたと思いますが、今施設に入居されている方が72歳の男性で、先天的な障害をお持ちの方、脳障害をお持ちの方でございまして、私どもの地域包括支援センター、それから障害担当者が関連してございます。いろいろな意味でお話を伺ったり、施設等の調整をしているという意味で、本人といろいろなお話をしたり詰めたり何かする場合にも福祉のほうがちかかっていろいろな状況を整理してほしいというようなことは伺っております。

住宅の改修内容とか、それから今後の住宅計画の整理というものにつきましては担当課のほうからまたお答えすると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） すみません、何回も。

1件で158万円ですか、詳細は今報告いただけませんでしたけれども、それほど大規模な改修工事をするということでしょう。逆に言うと、それだけひどい状況の中で住まわせていたわけじゃありませんか。もっと早く適切な対応をとるべきだったんじゃないでしょうか。水道法も

そうですが、住宅法にもきちんと書いてあるじゃありませんか。管理者はそれに基づいて仕事するわけでしょう。それがあなたの課を越えていけばきちんとそれを専門に仕事を行う課があるわけですから、もっと早い段階できちんと、要するに住環境を守ると、そうすれば病気の進行も含めて状況が変わったかもわかりません。こんなにひどい状況、改修工事を行わなくても済んだかもわからないじゃありませんか。今後、そういう面ではやはり管理者としてきちんと現場を見るということじゃないですか、課長、お忙しいと思いますけれども。早目、早目に手を打つということが極点社会の話と全く同じ話なはずですよ、これも。これは先ほども同じような話がありましたので、これはここで終わりにしたいと思います。

もう1点、清水川でありますけれども、今説明あった内容というのは数年前に同じような説明と事業をやりましたよね、場所もほとんど同じじゃないですか。あれ終わったんじゃないんですか、事業が。また同じことをやるんですか。あのとき私当時の担当議員なんですけれども、その周辺ずっと相当長い河川の周辺に竹が密集して生えていますよね。それはそれでいいんだったらいいのかもわかりませんけれども、そのときもわずかな予算だったんですよ。それは何の効果があるのかと。これをやったら次に何かやるんですか。先般もさまざまな議論がありましたよね、これについて。何か測量のためにやるんですか。これよくわからないんですよ、もう少しわかりやすく説明していただけませんか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 久保橋から上流の普通河川清水川護岸の竹がかなり河道のほうにまで入り込んで繁茂してございまして、橋の上流200メートル、この区間について左右、右岸左岸ともに竹の伐採を行うものでございます。石井議員ご指摘のとおり、竹については切っても次にまた生えてくるというようなことがございますので、一旦はこの川の流れを改善した中で、今後護岸の改良等を含めまして、できるだけそういった手間のかからない方法で護岸管理をしていきたいと考えております。その辺の方法につきましては今度検討しながら、また委員会にもご相談をさせていただきながら、費用や管理が軽減されるような方法について検討を進めてまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） どういう効果があるんですか。これ竹毎年生えますよね。毎年生えれば毎年同じところを刈って、それ以降、201メートルから向こうは毎年同じじゃありませんか。もっと早く抜本的にどうすればいいのかというのを示してくれというのが多くの議員の指摘事項じゃありませんか。

例えば今茂原市ですよね、茂原市は何か一宮川の上流、あそこの護岸ですね。この間もやっていたけれども、護岸のところの泥約50センチぐらいから1メートルぐらいありますか、それがちょうど土手の部分ですから15メートルか20メートル、橋かけてあれをずっと取りましたから相当の量だと思いますね。ちょっと議員に聞いたから正確な話ではありませんけれども、そうすると水位が約10センチ下がると、が期待できるということでありました。本来の設計の護岸、要するに流域の水の面積ですか、よくわかりませんが、専門用語はわかりませんが、それを確保するんだと、設計どおりの性能というんですか、河川性能を維持するんだというような説明だったと思います。そういう説明をいただきたいんですよ、これ。そうしなかったらこれ意味ないじゃないですか。どういう科学的根拠があるんですか。

それから毎年じゃ200、だから毎年この予算だったら同じところしかやらないということじゃありませんか。全く進捗状況ゼロのままということでしょう。それはやり方には考えたいという話はあったですけども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 石井議員にご指摘いただいたように、根本的な清水川の河川の浸水箇所の解消等の計画づくりを進める一方で、現在繁茂している蛇行箇所の管理というところも今後検討していかなければならないところもございまして、今回はこの200メートル区間におきまして竹を伐採して河川の川の流れの改善を図りたいと考えております。

（石井議員「わからない、通じない、もういいです、わからない」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川。

9ページの土木、道路の測量委託の件でございますけれども、これは場所はどこなんだろうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちら町道1095号線にして、旧岩和田小学校から今避難路として要望のある箇所、こちらの道路部分の境界未確定箇所について測量業務委託により境界を確定するものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） それでこの測量は、上がって行って一番奥のほうなんですか。今松下

さんのところに仮設というか避難路がありますよね。そこじゃなくて、上って行って真正面のほうなんですか。今ある仮設のところを測量する、どっちか。今避難路があるでしょう、松下さんのところを脇を通ってすぐ上がっていく、そこを新しく測量するのか……

(「地図を」と呼ぶ者あり)

○8番(小川 征君) 上がって行って山の際のところを測量するのか。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 松下さんの裏から扇町の通りに出る位置になります。

○議長(中村俊六郎君) 8番、小川 征君。

○8番(小川 征君) あそこそれだけの広さのスペースはとれますか。避難路をつくるのに、私も2回ぐらい見たんですけれども、あそこは階段が急で、今あるのは階段という階段じゃない、がたがたですよ。上ってみたことがありますか。私は上ってみたことがあるんですけども、幅が狭くて、今は現在一人でやっところさで上るような広さだと思います。それを広げるのか、最初に、あそこの避難路は真正面のほうにつくったほうがいいんじゃないかという話があったと思うんです。私もこの件に関しては奥のほうに、駐車場のところにやるのかなと思っていたんですけれども。

○議長(中村俊六郎君) 木原総務課長。

○総務課長(木原政吉君) 避難路の関係で区から要望がありますので私のほうで答えますけれども、今の小川議員のご質問のところは、岩和田小学校を上がって駐車場がありますね、今度整備した。それからしろむ荘のほうに平らに通じる赤道がありますので、そこを指しております。

(「ちょっと図面もらいなよ、俺なんか全然わからないよ」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 8番、小川 征君。

○8番(小川 征君) 私はわかるんですけども、ほかの人はわからないんだよね。だから公図か図面があったらいただきたいと思います。いいですよ、それは。

(「いやいや今もらう」と呼ぶ者あり)

○8番(小川 征君) 今もらうの、できればいただきたいと思いますが、じゃそれで説明をしていただいて。

○議長(中村俊六郎君) じゃ少々休憩しますので。

(瀧口議員「議長、この件に関して、いいですか」と呼ぶ)

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 図面つけてくれということはほかの測量のときも私言っておりますよ、局長、言っているよね。この場合じゃなくても。

○議会事務局長（渡辺晴久君） このケースについてはちょっと。

○9番（瀧口義雄君） いや、この件じゃなくて測量の図面はつけろと言っているじゃないか。

○議会事務局長（渡辺晴久君） はい、わかりました。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩です。

（午後 2時35分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

○議長（中村俊六郎君） では、地図を配りますので少々お待ちください。

（資料配付）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、お配りした地図でございますけれども、左のほうに旧岩和田小学校ということで、一番上のまだ普通教室があるときの図面になりますが、ちょうどそれを校舎を右のほうに見まして、法下のあたりに1095号線が入っておりまして、この位置を確定するための業務委託になります。延長のほうはおおよそ40メートル程度というような形になるかと思われまして。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 今見てなるほどなとわかりました。当初は駐車場のほうからという話があったと思うんですよ。でも、あそこ階段は危ないということで急遽こっちで決めたと思うんですけども、課長はこれを何回見に行きましたか、これ。このところをあんたは見に行きましたか。はい、あんだだよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現場のほうは確認してございます。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） そうすると、これは幅は、長さは40メートルというか、幅はどのぐら

いなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちら赤道になりまして、幅のほうは通常であると2メートル以下とかそういうことになるんですけども、こういったものを確定するような図面がございませんので、それも含めまして今回調査をかけまして位置を確認するような業務委託を発注することになりました。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） まだ、道幅の広さはまだわからないというような回答でございますけれども、やっぱり避難路なんですから、最低でも2人が手をつないで楽に通れるような避難路でなければだめなわけですよ。せっかくやるんですけども、赤道がどのぐらいの広さの赤道かわからないんですけども、その辺明確にわかったら教えてください。

それから、これ測量して、予算が通ったとしたら早急に測量していただいて、災害はいつ起こるかわからないから早急に取り組んでいただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご承認いただければ測量はおおむね3カ月程度で完成するのではないかと見込まれます。その結果をもちまして、防災担当のほうに協議をしたいと思いません。

（小川議員「間違いないようによろしくお願いします」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、文井です。

3月議会にも話したとおり、今回補正で、先ほど石井議員からの質問もありましたけれども、これで清水川の洪水対策が終わるのかというのがちょっと心配でなりません。もうそもそもこの6月の梅雨は、このところはちょっと空梅雨みたいなどころがあるんですけども、その前に早く対策を練って基本的な方針を出して順次進めてもらいたいというのが本来なる3月議会のそういう要望だったはずなんですけれども、一体じゃいつこれが出てくるのかなというのが私はもう本当に注目の的だったんですけども、次になると9月になっちゃうのかなと。9月となりますと台風シーズンに発注して、まさに災害を未然に防がなきゃならないところを、ここで今は議会にはかけています。そんな手ぬるいことで本当にいいかどうか、住民は何と思っているのか、本当に真剣になって考えてくれているのか甚だもう心配でなりません。こういう

程度ぐらいではとてもこの洪水は防げるはずはないんです。抜本的な解決がないんですよ。小手先でこんなことやったって今までと同じですよ。だからもっと最大の苦しみを味わっている方のことを真摯に考えて対応していってほしい。早い段階でこれを予算化していただいて、安心・安全な町づくりに本当に一步一步近づいていってほしいというのが私の気持ちです。

以上です。それに対してどうですか。次どういうことを考えているか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） かねてから土井議員さんのご意見のとおり、清水川現況調査につきまして不足する箇所を追加調査、こちらのほうを今調整しているところでございますけれども、また手法や範囲等につきまして委員会にご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

三、四点ありますけれども、1問ずつということなので、まず6ページ、教育振興基金、これについては、基金の運用に関しては1回会議を持っていただきました。そういう中で、議会のほうから数点ご提案もありました。担当課長から校長との協議もあるということをお聞きしております。いつごろ、せつかくの基金ですから運用できるのかとか、どういう形でいくのかとか、校長との協議の内容等を踏まえて答弁いただければと。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 5月20日の教育民生委員会協議会の中では、高校生以上の活用については奨学金、小中学校の活用については校長会に提案をいただいてその中で協議いただくということでありましたけれども、校長会は6月10日に開催しまして、社会科の教科ですね、社会科の副読本、それを御宿町の紹介であるとか歴史とか入れたものをつくって授業で使いたいというような提案がありましたので、それを次回の教育民生委員会で協議していただくことと、奨学金についてはそのときには給付型、返さなくてもよいという形の奨学金の提案が発言している委員さんの中では主流であったと、それを課長会議のほうにも報告しまして、執行部のほうで調整しまして、最終的に町長が決定することになるんでしょうけれども、その練った中で教育民生委員会に案を提案しまして、そこでまた一旦、協議していただこうと思っていますので、その後それに関する案が決まれば条例ですね、条例とか規則、規則は決裁ですけども、条例を提案する予定です。

いずれにしても、委員を選んだり何かして、使うのは27年度になってくるとは思うんです。だから早くて9月に提案する形にはできればなどは思っていますけれども、その辺はちょっと協議の段階でどういうふうに詰まっていくかでちょっとずれてくるかもしれませんが、その辺で考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9月の議会あたり、あるいは12月でその決定できれば新年度から運用できますよね。ぜひそういう形で、いい形で、せつかくの基金ですから運用のほうを、また福祉のほうの関係もありますから充分協議してやっていただければと思っております。そういうことでよろしくお願ひします。

それと、10ページの住宅修繕費、先ほど石井議員からもありましたけれども、岩和田の町営住宅が長寿命化計画という中でまだ示されておりませんが、建てかえる、建てかえないとかそういう次元ではなくて、住んでいること自体が大変劣悪な状況だという中で、この2つある町営住宅が空いた中で優先的に入れるという方向性を以前も言ったと思うんですけれども、固めてもらいたい。町民の人がまずそこに入れるという形をとるような形をとって、公式にとってもらいたいというのがご提案です。これは答弁要りませんから。

それともう1点は、自主防災組織で宝くじの関係だと思ひますけれども、これが採択おりて今日の200万円という形、補正に入ってきたわけなんですけれども、通常自主防災組織、これについてどういう備品が基本的に必要なのかというのが1点と、全体ですね。

それともう一つは、多分10掛ける10万円で100万円の予算がありましたよね。この使途について、どうやって使ったのかと。あったですよ、たしかね、自主防災組織に対して。なかったですか。とりあえず2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 御宿町につきましては、全10地区に自主防災会ができています。設置のときに、設置の、あのときもやっぱり宝くじからもらうんですけれども、ハンドスピーカーとかヘルメットとか、あとはスコップとかそういったものを整備して各地区に配ってあります。今回また御宿台地区から自主防災会から出たのは物置と……

（瀧口議員「違う、議長、いいですか、また」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 私はこの200万円の云々ではなくて、各自主防災組織に対して最低の備品はどういうものが必要なのかというのが1点と、たしか前の総務課長のときに10万円掛け

る10区で自主防災組織に対しての補助がなかったですか。その使い道についてという質問です……、なかった。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） どういった備品が必要かというご質問ですけれども、当初配ったものだけではやっぱり足りないという認識はあります。今、防災無線じゃなくて、デジタル化しましたのでそれは全部配ってあるんですけれども、あと前任者のときにどういうものを配ったかというご質問なんですけれども、今ちょっと掌握しかねていますので、後でご報告したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 自主防災、消防団組織とかそういうのはちゃんと備品の一覧表がありますけれども、広域も含めて。自主防災という中で最低限必要な備品は何かという質問なんですよ。それは設立のときに渡してあるというのは、じゃあ一番先にできたのが高山田かな、もう……、岩和田ですか、もう何十年、十何年たっているでしょう、劣化していますよね。そういう中でリニューアルも含めて今の自主防災組織にどういう備品が必要なのかというのと、ついでに言わせてもらえれば、自主といいながら区と一体化している、会長がみんな一緒ですから一体して区費のほうから費用が出ていると。そういう形ではなくて、やっぱり自主といいながらも町で大切な組織体ですよ。応分の活動費はあってしかるべきではないかなと、これ10区みんなに対して、人口でいろいろと違うところがありますけれども、それを勘案しても自主防災組織に対する活動費が、これだけ活動が必要になってくると、住民全体、協働の町づくりと言っている中で、連携が必要だという中で、今後そういう形で考えていくことがあり得るのかと。備品の関係は結構ですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 貴重なご意見ありがとうございます。充分その辺を勘案して今後進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） いい形で自主防災組織の活動の補助をしてやっていただければと思っています。

もう1点は、これも先ほど出ましたけれども、9ページの商工費、観光費ですね。そういう中で拓大の学生が利用する施設の改修と、地下水の水だったという中で、衛生的な、また安全な水道を引くということです。

それともう一つは、海岸のシャワーですか、その設置ということなんですけれども、まず施設の利用、これはどうするのかと。夏季だけのものなのか、通年あの施設を改修、150万円ぐらいですか、157万円、これはいろいろと入って157万円なんだろうけれども、改修する中であの施設をどうやって利用していくのかと、所管はどこが担当するのかと。そういう中でこの維持管理、また光熱水費、この辺の支払いは観光協会になるのか、あるいは町なのか、あるいは利用者なのかということですね。とりあえずはまずそのくらい。

もう1点は、6号議案が引き下げになったことわかっていますよね。内部で協議していると思うんですけれども、じゃこの水道管引込み工事、水道申込み納付書、この工事費の内訳、水道関係だけでいいんですけれども、内訳。材料費は幾らになるんですか。

3点ぐらい言いましたけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 松原荘でございますが、基本的には夏季の監視の宿舎にご提供をしていきたいと、今後もそのように考えており、監視の宿舎としてということでございますので、私ども産業観光課のほうで管理のほうをさせていただきます。

光熱水費については、町が負担をしております。

それと6号議案の手数料の関係ですか……、材料費、水道の。失礼しました。引込み工事の内容ということでよろしいですか。これはたしか水道管を埋めるのに、前がアスファルトでございますのでその辺の掘削をするというような工事でございます、ダンプトラックの運転経費ですとか舗装版切断ですとか、もろもろでございます、直接工事費で30万円ということになっております。細かい内容になっておりますので、もし必要でしたらまた改めて。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 何を聞いているかちょっと理解できなかったと思うんですけれども、要するに条例で、水道引くときに条例で定められているものがその内訳の中に入っているかという、簡単に言えば。設計試算費用、材料費掛ける1.05%プラス、今の条例でいけば引込みましたから200円の手数料、工事手数料、簡単ですけれども、これが入っていたかどうかということなんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 給水条例の33条で公共物への減免規定がございますので、公共物ですのでその点はこちらには入っておりません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 33条の中で減免規定という中でそれは理解します、条例ありますから。そういう中で、公共工事の場合は、検査費用は町長がという文言が入っていますのでそれはわかります。

じゃ隣にいる人、今までの処理は、平成9年からのやつをどう処理するおつもりですか。最後の1点です。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず状況の確認に努めてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 状況の確認をまずしなきゃいけないような状況だということは私も理解しました。そういう中で、期限を切ってくださいよ。いつまでにという形のをここで言うていただければと思っています。

というのは、この6号議案と直結する話ですよ。6号議案が出せない状況になっているわけですよ。この6号議案をそのまま捨てちゃうのかというわけにはなかなかいかないと思うんですよ。だから次の議会に出すんなら、これを出すんならその15年間未収入の、徴収しなかったという問題について一体で出していただけないかと。一体というのは、こっちの未収入金のほうが先ですよ。それを監査がどうするか知らないけれども、何年間も監査も通ってきた、水道会計はそれで通っている、さっきもそういう話ししましたがけれども、確かに質問のきっかけとして聞いたんだけど、33条、町長はと書いてありました、公益的な云々という形。今言っているのは公益的なものじゃないですから、民間のものに対して平成9年から未収だった。何件ぐらいあるのかわからないし、それを、これを議会で言うておこななきゃならない話ですから。

以上です。議長、答弁だけいただければ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 状況の確認に努めてまいります。

（「いつまでに」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 期限を含めましてちょっと協議をさせていただきます。協議をさせていただきたいと、内部で協議をさせていただきたいと思います。

（「実際のところいつごろまでに」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 速やかに。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第9、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

3番、石井芳清君。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関山邦弘。

紹介議員、石井芳清、大野吉弘。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものであります。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

また、学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

以上のことから、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望し、意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容につきましては添付の資料のとおりです。

ご採択いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第1号、平成26年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様でございますので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、請願第3号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

請願第3号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関山邦弘。

紹介議員、石井芳清、大野吉弘。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く社会環境の変化とともにさまざまな問題、課題を抱えています。子供たちの健全育成と豊かな教育を実現させるために、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は添付の資料のとおりでございます。

ご採択くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(中村俊六郎君) 本請願に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長(中村俊六郎君) お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から、発議第2号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(中村俊六郎君) 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第2号、平成26年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(中村俊六郎君) 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第11、請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求

める請願書を議題といたします。

請願第4号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について。

請願者 いすみ市岬町長者180-4、いすみ市ろうあ協会、会長、川崎正之。いすみ市岩船3-4、千葉県手話通訳問題研究会わかしお班、代表、鶴沢洋子。御宿町新町62-7、手話サークル・コモの会、会員、鈴木淑子。

紹介議員、石井芳清。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっています。このような手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、自由に使える環境整備を実現することが必要となります。

以上のことから、手話が音声言語と対等な言語であること、これらのことを整えるよう環境整備を目的とした手話言語法(仮称)の制定について意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容につきましては添付の資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中村俊六郎君) 本請願に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第4号を採択することに賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長(中村俊六郎君) お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君、文井茂夫君から、発議第3号「手話言語法」制定を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(中村俊六郎君) 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

議長よりご指示をいただきましたので、ご説明いたします。

発議第3号 平成26年6月19日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘、文井茂夫。

「手話言語法」制定を求める意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(中村俊六郎君) 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義廣君） 平成26年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、繰越計算書3報告、人事案件、専決処分、条例改正、補正予算など計7議案についてご審議をいただきましたが、議員の皆様方には、会期中議案審議について、議会運営委員会や議員協議会、そして全員協議会などの開催をしていただきまして、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。

今後、内部におきまして精査を行い、議会運営が滞ることのないよう努力してまいります。

本定例会におきましては、1議案についてご理解をいただくことができませんでしたが、他の議案につきましては皆様方のご理解をいただき、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

これから御宿町はトップシーズンを迎えます。お越しになる多くの観光客の皆様には、事故なく御宿の夏を楽しんでいただけるよう、最大限努力をしております。

議員の皆様におかれましても、よろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意され、ご活躍されますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてご協力いただきまして、円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

梅雨に入り、これから暑い季節となりますが、議員各位には健康に充分留意されますようお願いいたします。

以上で、平成26年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

長時間にわたりありがとうございました。

(午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 8月29日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼

署 名 議 員 大 地 達 夫